

平成二十七年四月二十四日受領
答弁第二〇一〇一号

内閣衆質一八九第二〇一号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月三日内閣衆質一八九第一七二号）一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「政府答弁書を起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

先の答弁書（平成二十七年三月十七日内閣衆質一八九第一二二号）三についてでお答えしたとおりである。